

高齢者相談の手引



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

発刊にあたって

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会では、嶺北・嶺南において高齢者およびそのご家族が抱える悩みや専門的な相談に無料で応じる「高齢者専門相談窓口」を設置しており、専門相談員による法律・年金・税金・もの忘れ・介護相談を実施しています。当窓口に寄せられる相談内容の中には、複雑で多様化し、一人の方がいくつもの問題を抱えているケースや、専門職でも対応に苦慮する複雑な事例もたくさんあります。

このたび、この1年間に寄せられた相談や、近年改正された法律等にもとづく事例の中から、身近な内容を選び、「高齢者相談の手引」を作成しました。

また、併せて、県内地域包括支援センター等の相談窓口一覧、介護・認知症等各種情報を掲載いたしました。

この冊子が、高齢者およびそのご家族の方々が明るく健康に暮らせるよう、相談業務に携わっている方をはじめ、多くの方々にご活用いただければ幸いです。

令和4年2月

目次

相談事例（法律、住まいの情報、年金、税金、認知症・介護、権利擁護）	1
成年後見制度・福祉サービス利用援助事業	17
福井県内の地域包括支援センター	19
福井県内の各種相談窓口一覧	35
介護・認知症等各種情報	45
高齢者専門相談窓口のご案内	51

※地域包括支援センターと各種相談窓口一覧は、令和4年1月現在の情報を掲載しています。

相談事例

法 律

1. 認知症の母の預金解約について
2. 遺産分割前の預金の払戻し
3. 被相続人の預貯金がどこに幾らあるか分からぬ
4. 隣地境界線をめぐるトラブル
5. 「災害保険金で雨どいの修理をしませんか」と業者が訪問してきた

住まいの情報

6. 新たな住宅セーフティーネット制度とは

年 金

7. 在職老齢年金と在職定時改定について
8. 老齢年金の受給開始時期について

税 金

9. 不動産相続について
10. 空き家の売却・相続時に使える税制特例

認知症・介護

11. コロナ禍での実母の入院について
12. 運転免許証の自主返納について

権利擁護

13. 介護放棄が疑われるケースについて
14. 施設入所の身元引受人について

認知症の母の預金解約について

Q. 1

入院中の母が退院し有料老人ホームに入居することになりました。入居のための一時金として160万円が必要になるので、母の定期預金を解約しようとしたところ、認知症のある母の預金は子どもの私でも解約できないと言われました。後見人を選任すればよいですが、何か月も時間がかかると聞きました。母が移るホームは私の家の近くにできた所で、申込みが多いようです。入居金を支払い契約したいのですが、私には入居金を立て替える余裕がありません。早急に入居手続きを済ませなければ、母は生活の場を失ってしまいます。後見人が選任されるまで待てないような場合、何かよい方法はあるのですか。

A. 1

後見人等が選任されるまでには多少に時間を要します。特に後見人や保佐人を選任するにあたっては、通常、医師の鑑定を必要としますので、3か月前後の期間を要してしまうこともあります。

そこで、今回のようなケースで、後見人等の選任を待っていてはお母様本人の利益を損なう場合、「審判前の保全処分」の手続きを利用することにより、預金の払い出しやホームとの契約が可能になるでしょう。

また、認知症の方が所有している不動産を売却して入院費にあてる…というようなケースでも、ご本人に「判断能力が不十分な状態では法律行為ができない」との理由から、家族が代理となり売却することはできません。このようなときも、成年後見制度の利用をお薦めします。

(詳しくはP17をご参考ください。)



遺産分割前の預金の払い戻し

Q.2

先日、夫が亡くなりました。私たちには子どもが2人います。私たち夫婦は、夫の預貯金で生活してきました。

夫が亡くなったことにより、夫の預貯金から出金することはできないのでしょうか。もし、夫の預貯金から出金できないとなれば、生活に支障を来してしまいます。亡くなった夫の預金から生活費を引き出すことはできますか？

A.2

預貯金も遺産分割の対象になるため、従前は相続人全員の同意がなければ、被相続人（亡くなった方）の預貯金から払い戻しすることができないとされていました。しかし、これでは、遺産分割協議が成立するまで、葬儀費用の捻出や、残された家族の当面の生活費を引き出すことができないなどの問題点がありました。

現在では、民法が改正されて、各相続人は、相続人全員の同意がなくても、預貯金の額の3分の1について、各相続人の相続分の限度で払い戻しが認められることになりました。

たとえば、ご主人の預貯金残高が600万円あったとすれば、その3分の1である200万円について、妻はその相続分である2分の1の100万円については、相続人全員の同意がなくても払い戻すことができます。なお、預貯金の額が多かったとしても、一つの金融機関から払い戻すことができる上限150万円となっていますので、ご注意ください。

払い戻しの手続をするには、銀行などの金融機関に以下の提出が必要です。
(念のため、事前に提出物の確認をすることをお薦めします)

- ①被相続人の出生から死亡までの除籍謄本、戸籍謄本
- ②相続人全員の戸籍謄本
- ③預金の払い戻しを希望する相続人の実印、印鑑証明書

被相続人の預貯金が どこに幾らあるか分からぬ

Q.3

主人が昨日他界したのですが、預貯金などすべて本人管理だったので、何もわからない状況です。 キャッシュカードの暗証番号などもわからず預金も下ろせません。 生前、定期が一千万円くらいはあると聞いた記憶はあります、詳細は不明です。 どのような手続きが今後必要なのかご教示いただけますと助かります。

A.3

今回の様な遺産の範囲の調査についてのお悩みは多いのですが、以下預貯金の調査について具体的方法をお伝えします。

預貯金の調査は、具体的には相続人ご本人に次の作業をして頂くことになります。

1. 金融機関に提出、あるいは示すための証明書類を取り寄せる

- (1) 被相続人の死亡を証する戸籍謄本（除籍謄本）
- (2) 自分が相続人（奥様）であることを証する戸籍謄本
- (3) 遺産がその金融機関にあることを示す手がかりとなるもの（通帳や手紙…ある場合でよい）
- (4) 免許証等の本人確認資料の写し

※遠方の市区町村であれば郵送で全てやり取りできます。

念のため、二部ずつ取得しておかれると良いでしょう。

(2) については、他の相続人が何人いるか、あるいはいないことを証明する必要が後々出てくるため、被相続人の「原戸籍」（はらこせきと読みます）を含む、「出生から 死亡までの全戸籍」を取得されると良いでしょう。

2. 故人の預貯金があると思われる金融機関を探し、当たりを付ける

- (1) 生前の確定申告の書類を調べます。税理士に依頼していた場合はそこに聞くのが一番早いでしょう。
- (2) 年金振込先の口座については、年金事務所に問い合わせます。
- (3) 水・光熱費の引き落とし先等、普段から出入りのある口座については(2)と同じ方法で探します。
- (4) 定期など普段手を付けない口座については、郵便物などから当たりを付けるしかありません。 何も手がかりがない場合、推測して近所の銀行などを片っ端から尋ねていきます。その際は上記で示した資料一式が最低限必要となります。
- (5) 「全店照会」という方法により、その銀行の傘下にある全支店について調べてもらうことが可能です。

隣地境界線をめぐるトラブル

Q.4

長年隣に住んでいたご主人が亡くなり、息子さんは、残された土地と建物を売却する意向のようです。これまであまり気にしていなかったのですが、改めて境界標を確認したところ、一か所はっきりしない場所があることに気づきました。確認方法などについて教えてください。

A.4

隣地境界線があいまいになっていることは、実際に多々あります。現在はお隣さんともめていなくても、放置しておくとやがてトラブルに発展する可能性が十分にあります。いったんトラブルになれば、すぐ近くにいる相手だけにお互い精神的なストレスが蓄積していき、感情的な争いがエスカレートすることもあるでしょう。

お困りのときはひとりで悩まず、土地家屋調査士や弁護士に相談してみましょう。

<隣地境界線の確認方法>

(1) 地積測量図を見る

まずは、法務局で「地積測量図」を取得しましょう。

地積測量図とは、土地の面積や形状、隣接する土地との境界や位置関係などが記載された公的な図面のことです。土地の登記をするときに添付が必要とされています。

(2) 境界標を確認する

次に、現地に境界標があるかを確認してください。

全ての敷地の角に境界標が揃っていることが大切で、揃っていない場合、境界標を新たに設置する必要が出てきます。現地の境界標と、地積測量図、それから登記簿謄本の記載の3つが一致していれば、境界は特定されます。

(3) 専門家に測量を依頼する

地積測量図や境界標によって境界を特定できない場合は、土地家屋調査士などの専門家に依頼して、正確に測量してもらう必要があります。

「災害保険金で雨どいの修理をしませんか」と業者が訪問してきた

Q.5

ひとり暮らしの叔母から電話があり、突然自宅に業者が訪れ、「災害保険金を使って無料で雨どいの修理をしませんか」と勧められ、頼んでみようかと思っている。と連絡がありました。保険金請求のサポートも業者がするということですが、契約しても大丈夫でしょうか？

A.5

近年、この様なケースによる契約後、全国的にも様々なトラブルが多発しています。『サポート料として、保険金の××割を請求された』、『無料どころか、保険金すら出なかつた』など、悪質な事案が後を絶ちません。※必ずお断りしてください。

◇参考>損害保険は自然災害などの事故による被害を対象としており、経年劣化による損傷は補償を受けることができません。保険金の支払いや補償の金額は、契約者による保険金の請求後に、保険会社が契約の内容や住宅の損害の程度、原因などを査定した上で決まります。

オレオレ詐欺や還付金詐欺など、高齢者を狙った詐欺や勧誘が多発！

今どんな詐欺が増えているのか、それはどんな手口なのかといったことを、家族間で普段からよく話題に出すことで、本人への注意喚起になります。

◆オレオレ詐欺等の電話などに対し被害防止対策として [参考：警視庁ホームページ]

●相手を確認してから受話器を取りましょう。

- ・留守番電話を活用して、相手を確認し、不審な電話には出ないようにしましょう。
- ・慌てて受話器を取った時は、自分の名前を先に名乗るのはやめましょう。

●留守番電話のメッセージを吹き込み直すのも効果的です。

- 例① ご用件の方はお名前と用件をどうぞ、身内の方は合言葉をどうぞ。
確認できなければ電話には出ません。

- 例② 振り込め詐欺対策として、お名前とご用件を確認しています。不審な電話はすぐに警察に通報します。

●「通話録音装置」「自動着信拒否装置」も効果的です。

会話を録音する「通話録音装置」や悪質商法等に用いられた電話を自動で拒否する「自動着信拒否装置」を取りつけることも効果的です。

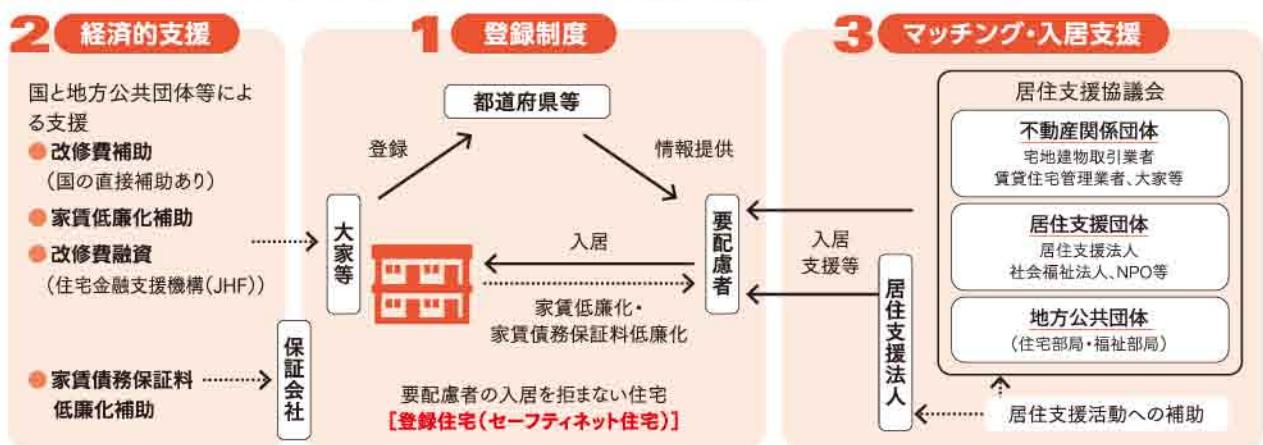
詳しくは市町の役所や消費生活センターにご相談ください。

新たな住宅セーフティネット制度とは

「新たな住宅セーフティネット制度」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（略称：住宅セーフティネット法）に基づき平成29年10月にスタートした制度であり、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」「登録住宅の改修や入居者への経済的な支援」「住宅確保要配慮者に対する居住支援」の3つの大きな柱から成り立っています。

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱

〔出典：国土交通省〕



(居住支援法人とは)

居住支援法人（住宅確保要配慮者居住支援法人）とは、住宅セーフティネット法に基づき福井県が指定した団体で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行うものです。

〈福井県：居住支援法人〉

法人名	事務所所在地	電話番号	対象者
NPO法人 まちかど保健室 you	福井市二の宮3丁目4-14 2F	0776-65-6984	低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、保護観察対象者、DV被害者、生活困窮者
株ケア・フレンズ	福井市町屋3丁目17-6	0776-76-2798	高齢者、障がい者
(有)あいぜん	越前市広瀬町131-23	0778-21-1782	低額所得者、高齢者、生活困窮者
(株)三玄	福井市大宮6丁目17-35	0776-63-6039	高齢者、子育て世帯
丸岡土地開発(株)	坂井市丸岡町東陽1丁目25番地	0776-67-0299	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者等、生活困窮者
(有)あんしん村グループ	福井市北四ツ居2丁目7-17	0776-50-3635	高齢者、子育て世帯

（令和4年1月末現在）

（住宅確保要支援者とは）

- 高齢者
- 低所得者（概ね月収158,000円以下）
- 障害者
- 被災者（発災3年以内）
- 子育て世帯（高校生相当までの子供を養育する世帯）
- 外国人
- 児童虐待を受けた者
- DV被害者
- 犯罪被害者
- 矯正施設退所者
- 生活困窮者
- 東日本大震災の被災者
- 地方公共団体が地域の実情に応じて定める者 等

在職老齢年金と在職定時改定について

Q. 1

2022年4月からの在職老齢年金と在職定時改定について詳しく教えてください。

A. 1

【在職老齢年金】（2022年4月適用）

年金をもらしながら働きたいという人もいると思います。その際、気をつけなければいけないのが、仕事で得る賃金による年金受給額への影響です。企業などに勤務し、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受け取る場合、基準額（ボーナス込みの月収十年金月額）に応じて年金の一部が支給停止になる仕組みがあります。これを「在職老齢年金」といいます。

これまで、60歳から64歳の間に働きながら年金を受け取る場合、給与と年金の額が28万円を超えると年金の支給が超えた部分について停止されました。しかし、2022年4月からはその金額が28万円から47万円へと引き上げられることになりました。

65歳より前に受取ることができる老齢厚生年金

改正前	改正後（2022.4～）
賃金と年金月額の合計が「28万円以下」 全額支給	賃金と年金月額の合計が「47万円以下」 全額支給
賃金が「28万円超」 年金額が一部または全部停止	賃金が「47万円超」 年金額が一部または全部停止

【在職定時改定の導入】

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度です。これまででは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改定されませんでした。在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

老齢年金の受給開始時期について

Q.2

2022年4月から変更になる「繰り上げ受給」と「繰り下げ受給」について教えてください。

A.2

(2022年4月適用)

老齢年金の受給開始年齢は原則65歳。希望すれば受け取り開始年齢を自分で選ぶことができます。

65歳よりも前にもらい始めることを『繰り上げ受給』、
65歳よりも後にもらい始めることを『繰り下げ受給』と言います。

繰り上げ受給は年金が減額され、繰り下げ受給は年金が増額されるというルールです。

これまで繰り下げて受給できる年齢の上限は70歳で、65歳でもらうより42%年金が増えるものでした。

今回の改正によって受給開始時期の上限が5年延び、75歳までに引き上げられることになり、それによって年金額が84%も増額されることになりました。

一度繰り下げを決めると、その年齢になるまで年金を受け取れないと思い込んでいる方もいるかもしれません、**厚生年金も国民年金（老齢基礎年金）も、66歳から1ヶ月ずつ、好きな時に繰り下げ請求できます。**

また、国民年金は67歳3ヶ月から、厚生年金は70歳から、というふうに国民年金と厚生年金のどちらか一方を繰り下げたり、両方繰り下げたりすることもできます。

長生きするつもりで繰り下げを選んだものの、体調が悪くなったり仕事が続けられなくなったりする場合もあるかもしれません。その場合も軌道修正が可能です。

たとえば70歳から受給しようとしていたけれど、68歳で大きな病気になってしまった場合、65歳からの3年分を一括して受け取ることができます。

今回の改正では、増額の割合ばかりに目が行きがちですが、最終的に自身が何年間の年金を受給できるかは誰にもわかりません。無理をせず、必要な時に受け取ることが一番大切なのかもしれませんね。

不動産相続について

Q.1

私は県外に在住しています。今、地元で暮らす父親の入院生活が長引いている状況のなか、離れて暮らしていること、妹も県外に嫁いでいることなど、万が一のことが起こった場合を考えるようになりました。不動産の相続や手続き方法、その後の実家や土地をどうすれば良いかなど不安に思っています。

A.1

いざ自分が相続しなければならないとなったとき、何をどうしたら良いのかさっぱりわからないかもしれません。しかし不動産の相続を何もわからない状態で進めると、思わぬことでつまずく可能性があります。近年、福井県内においても土地の評価が高騰している地域もあり、想定外の相続税に驚かれるケースが増えています。

相続税の申告は10か月以内です。いざという時に慌てることのないよう、おおまかな流れや生前に土地の評価額を確認しておくことはとても大切です。

＜土地の評価額を確認する方法＞

国税庁ホームページ「路線価」からおおよそを確認することも可能です。また、土地に建物があるか無い（更地）かでも、相続後の課税などに違いがありますので、詳しくは税理士にご相談ください。

●当専門相談窓口（税金）：第2水曜（祝日等で変更の場合有）

■最優先でやるべき2項目

- ・死亡から7日以内に死亡届の提出（市町役場）
- ・遺言書の有無を確認

■不動産相続で必要となる主な書類（遺言書がない場合）

- ・相続人全員の戸籍謄本（被相続人死亡日以降のもの）
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・被相続人の戸籍謄本（出生時から死亡時まで一連の全ての戸籍謄本）
- ・被相続人の住民票の除票（本籍の記載のあるもの）
- ・遺産分割協議書
- ・不動産の登記事項証明書
- ・不動産を相続する相続人の住民票
- ・不動産の固定資産評価証明書

ワンポイント

遺産分割協議書について
相続人自ら作成することができますが、
不安な場合は司法書士に依頼するのが
確実です。

次に、不動産を相続するにあたって気になるのが相続税や、手続きにかかる費用のことでしょう。

■相続税の控除額の計算式

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

■不動産相続にまつわる主な費用

- ・登録免許税
- ・戸籍謄本等書類の取得費用や郵送費用
- ・司法書士報酬（手続き代行を依頼した場合）

空き家の売却・相続時に使える税制特例

Q.2

空き家を売却・相続する際に税制特例について教えてください。

A.2

不動産を手放したり、相続した土地や家を売却する場合、不動産の売買に応じて利益が出た際に譲渡所得税という税金の支払義務が発生します。

この税金に対して特例の控除措置があるので押さえておきましょう。

■空き家を相続したら、まずは相続登記を

空き家を相続したらまずは相続登記を行いましょう。

2021年の民法・不動産登記法改正により、相続登記が義務化され、正当な理由がなく放置しておくと10万円以下の過料の制裁を科されることになりました。

(この改正法は2021年12月現在で施行されていませんが、2024年度までには施行される予定です。)

■相続した空き家の売却で使える3000万円特別控除

相続したのち空き家になった場合に使える特例制度。

譲渡所得を最大3000万円控除できる特例が利用できます。最大3000万円が控除されるということは、譲渡所得が3000万円以下の場合、支払う譲渡所得税が発生しないということです。

特例を利用できる期間が相続開始から3年後の12月31日までに売却しなければ適用されないなど、特別控除の対象になるためには、他にも細かな条件があります。

■相続した空き家の取得費加算の特例

相続後3年10ヶ月以内に相続財産を売却した場合は、相続税額の一部を取得費に加算することにより、譲渡所得にかかる税金が軽減される特例です。

取得費を増やすことができれば、譲渡所得は減り税金も安くなります。

この特例は3000万円の特別控除とは併用できません。また確定申告が必要になります。

どちらの制度を使うのがより得になるのか検討し、自分の場合にあったものを使いましょう。

相続財産を譲渡した場合の取得費の特例適用条件

- 相続や遺贈によって財産を取得した人
- 財産を取得した人に相続税が課税されている
- 財産を相続した日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡している



コロナ禍での実母の入院について

Q.1

私は夫・義父母と同居しています。実家は車で30分ほどのところにあり、80代の両親が2人で暮らしています。(相談者は一人っ子)

半年前から実母が病気を患い入院中です。ひとり暮らしになった父の様子も心配で、作り置きのおかずを届けるなど、自身にできることを行っています。コロナ禍で病院の面会もままならない中、看護師の方から入院中の母の様子を聞き、退院してからの生活が不安になりました。もともとの認知症（軽度）が進行しているようで、大声を出す、オムツを外す、職員の方へ暴言を吐くとのことでした。寝たきりということもあり身体の衰えも進んでいるようです。

母の退院後の生活や、これから先の両親の支え方など不安でいっぱいです。

A.1

お父様へのご支援も含めて、大変だと思いますが頑張っておられるのですね。

今後のことについては、ひとりで抱え込まず、病院のソーシャルワーカーやお住まいの地域包括支援センター、ケアマネジャーなど専門家に相談しましょう。退院後の対応や必要な介護（予防）サービスなどを、ご両親の希望なども聞きながら相談するとよいと思います。

また、お母様だけのことだけでなく、お父様の日々の生活においても、デイサービスや配食サービスを利用するなど、全てを相談者様がひとりで抱え込まないことが大切です。

家族を介護することは、介護者が孤立しやすいものです。すべてを背負うのではなく、介護サービスを利用したり、地域の「介護家族の会」などに参加し相談しあえる仲間をつくったりすることはとても大切です。



運転免許証の自主返納について

Q.2

80歳の父は、認知症というほどではないが、年々物忘れも多くなり、家族としては車の運転を止めてほしいと思っています。ただ、本人は「免許証の自主返納」について今のところ考えていない様子です。父は若い頃から車が大好きだったこともあります、今後に向けてどうしたらいいかと悩んでいます。

A.2

例えば、お父様が認知症で実際に運転することにより事故を引き起こす可能性が高ければ、すぐに運転をやめてもらうのがいいでしょう。ただし、何の説明もなく廃車にしたり、鍵を取り上げたりするのは、本人の精神状態を不安定にする可能性が高くなります。本人の思いを聞いたうえで、家族の思いや道路交通法のことを伝えて、話をしてみてください。

もしかしたら、ご自身もハッとすることがあります、「運転はもうやめたほうがいいのかも…。」と思ったことがあるかもしれません。まずは本人の思いを聞いたうえで、できることなら「やめさせる」のではなく、自分から「やめられる」方向へ向かえるような声かけを考えてみましょう。

福井県では運転免許を自主返納した方等を 『高齢免許返納者サポート制度』で支援しています！

高齢者が運転免許を有効期間内に返納した場合や「運転経歴証明書」を取得した場合、
ご本人やその家族が様々なサービスや割引を受けられる制度です。



【支援内容】

- 協力会社のタクシー運賃が1割引き
- 市町によるコミュニティバスの無料乗車券や割引乗車券の発行
- 約290の事業所の施設利用や買い物代金の割引、配送サービスなど…

公衆浴場・スーパー・
ファーストフード店など
で様々なサービスが
あります！

【手続きについて】

- 運転免許センターまたは警察署で返納の手続きをします。
- 必要な方は「運転経歴証明書」を併せてお申込みください。(生涯有効な身分証明です)

運転免許教育センター	電話番号	受付曜日	返納受付時間
県運転者教育センター	0776-51-2820	月～金 ※第2～5日曜日	10:00～11:00
県奥越運転者教育センター	0779-66-7700	月～金	14:00～15:00
県丹南運転者教育センター	0778-21-3613	月～金	※日曜日は電話で事前予約してください。
県嶺南運転者教育センター	0770-45-2121	月～金 ※第1日曜日	
各署交通課、永平寺・丹生、今立分庁舎		月～金	8:30～15:00

*手続きの所要時間は20分～30分程度ですが、運転経歴証明書の交付も同時にを行う場合は、1時間程度必要です。

お問合せ 福井県安全環境部県民安全課 交通安全・県民安全グループ
TEL 0776-20-0745 (直通) E-Mail kenan@pref.fukui.lg.jp

介護放棄が疑われるケースについて

Q.1

民生委員から、地域包括支援センターに「見守り訪問先の方が衰弱している」と連絡が入りました。地域包括支援センターと行政の職員で訪問し、近隣宅で状況を確認したところ、「一人でトイレに行けず失禁状態。あまり食事を取らないのではないか。」との情報が得られ、介護等の放任による虐待が疑われます。

A.1

介護疲れによる肉親の虐待などが後を絶たないことを受け、高齢者虐待防止法が2006年4月に施行されました。同法では、養護者による「高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置」も高齢者虐待の一つとされており、家庭内でこのような状況が疑われる事例を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないと義務付けられています。「もし違っていたら…」、「人間関係が悪くなるのでは…」と不安に思うかもしれません。高齢者虐待防止法には通報者を明らかにしないことが明記されています。誰かが動き始めなければ重大な事故につながるかもしれません。虐待かもと思ったら、お住まいの市町の高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口や地域包括支援センターにご相談ください。(本手引きP20～P34参照)なお、通報を受けた市町は虐待防止や高齢者保護のための適切な措置をとると定められており、事実確認や立ち入り調査などができると規定しています。

介護放棄のほかにも、身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待などもあります。高齢者の権利が侵害されている状況が高齢者虐待と言えます。高齢者が安心して地域で本人らしい暮らしができるように、早期発見や、高齢者自身の悩みや養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切です。

高齢者虐待について

虐待は、たたいたり、食事を与えなかつたりという目に見えるものだけではありません。高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者(※1)に対して行われる養護者(※2)や養介護施設従事者等(※3)による次のような行為を高齢者虐待として位置付けています。

※1 高齢者 … 65歳以上の人

※2 養護者 … 高齢者を現に養護(介護・世話)している家族、親族、同居人等

※3 養介護施設従事者等 … 老人福祉法および介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人

こんなことが虐待になります



高齢者の権利が侵害される
状況が高齢者虐待です！
安心して、地域の中で本人
らしい暮らしができるよう
早期発見・早期解決を！

虐待に気づいた人には
通報義務があります！

早期発見のために

様々な虐待ケースで介護を受ける高齢者や家族が何らかのサインを発しています。深刻な状況になることを防ぎ、高齢者や介護者を支えるため、高齢者虐待の可能性を早期に発見できるサインがあります。

※高齢者虐待発見チェックリストは「高齢者虐待防止の手引き」を参照してください。詳しくは、福井県ホームページ（長寿福祉課）をご覧ください。

地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のベンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
- 郵便受けや玄関先等が 1 週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり電気メーターがまわっていない
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる

擁護者の態度にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- 天候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる
- 高齢者の身なりが適切でない（汚れが目立つ、尿臭がする、季節に合っていない）
- 介護保険サービス利用を拒否する（回数を減らす、中止するなど）

施設入所の身元引受人について

Q.2

私には親しくしている親族がいません。ひとり暮らしもだんだん億劫になってきたので、老人ホームに入りたいと思うのですが、身元引受人になってくれる人がいないと入居の契約ができないと聞きました。

後見人を選んでもらえば、後見人が身元引受人になってくれるのですか。

A.2

一般的に「成年後見制度を利用して後見人を選任すれば、後見人は身元引受人になってくれる」といった誤解があるようです。しかしながら、成年後見人等は本人に代わって、法律で定められた業務や本人との任意後見契約で定められた業務を行うことが職務範囲なので、身元引受・身元保証は原則としてできません。

成年後見人等は、本人が施設や病院に入所する際に身元引受・身元保証を求められたときは、身元引受・身元保証に代わる対応をします。有料老人ホーム入所や病院入院の際に、施設等は「身元引受人」や「身元保証人」を求めることがあります。その趣旨は、施設費用や入院費の支払いを確保することや退所の際の身柄引取先を確保するという意味合いがあるようです。

そこで成年後見人等は、施設等に対して、身元引受人や身元保証人になることはできないが後見人が選任されていることの利点を説明し、施設側が抱える不安を解消しスマーズに入所できるよう施設等と話し合いを行います。

施設費用の支払いは、本人の財産の範囲内で後見人が支払い手続を行うので、支払いが滞ることはありません。身柄の引取りは、本来本人自身や親族等が決定すべき事柄なのですが、後見人が本人の意向を確認して退所後の住居を確保したり親族等の有無を確認したりすることによって、将来に備えることができます。

このように、成年後見人等は直接身元引受人や身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が選任されることによって、施設等にとっては形式的に親族等に身元引受人になってもらう以上のメリットがあると考えられます。こういった点を施設側に説明し、理解してもらうように努めましょう。

「成年後見制度」について

<成年後見制度とは>

成年後見制度とは、認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月1日からスタートした制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と、「任意後見制度」の2つがあります。

<法定後見>

判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意または取消すことができる行為（※1）	申立により家庭裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立により家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立により家庭裁判所が定める行為	申立により家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

<任意後見>

「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見受任者）と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

任意後見契約は、公証役場で公正証書によって結びます。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てができるのは、本人・配偶者・四親等内の親族または任意後見受任者です。

<相談窓口>

詳しくは、家庭裁判所、地域包括支援センター等にお問い合わせください。

「福祉サービス利用援助事業」について

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方々で、

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない
- 預貯金の出し入れや日常の金銭管理に不安がある
- 訪問販売で、高額な商品をすすめられて困る

このような悩みごとを抱えている場合は、下記の
「高齢者・障がい者日常生活自立支援センター（各市町の社会福祉協議会内に設置）」
でご相談ください。

[相談時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始は除く）

※相談無料・秘密厳守

お住まいの市町	実施機関	
福井市	福井市社会福祉協議会	TEL 0776-22-0225
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会	TEL 0770-22-3133 ※ 8:30～17:30
小浜市	小浜市社会福祉協議会	TEL 0770-56-5800
大野市	大野市社会福祉協議会	TEL 0779-65-8773
勝山市	勝山市社会福祉協議会	TEL 0779-88-1177
鯖江市	鯖江市社会福祉協議会	TEL 0778-51-1839
あわら市	あわら市社会福祉協議会	TEL 0776-73-2253
越前市	越前市社会福祉協議会	TEL 0778-22-8500
坂井市	坂井市社会福祉協議会	TEL 0776-68-5070
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会	TEL 0776-64-3000
池田町	池田町社会福祉協議会	TEL 0778-44-7750
南越前町	南越前町社会福祉協議会	TEL 0778-47-3767
越前町	越前町社会福祉協議会	TEL 0778-34-2388
美浜町	美浜町社会福祉協議会	TEL 0770-32-1164
高浜町	高浜町社会福祉協議会	TEL 0770-72-2411
おおい町	おおい町社会福祉協議会	TEL 0770-77-3415
若狭町	若狭町社会福祉協議会	TEL 0770-62-9005

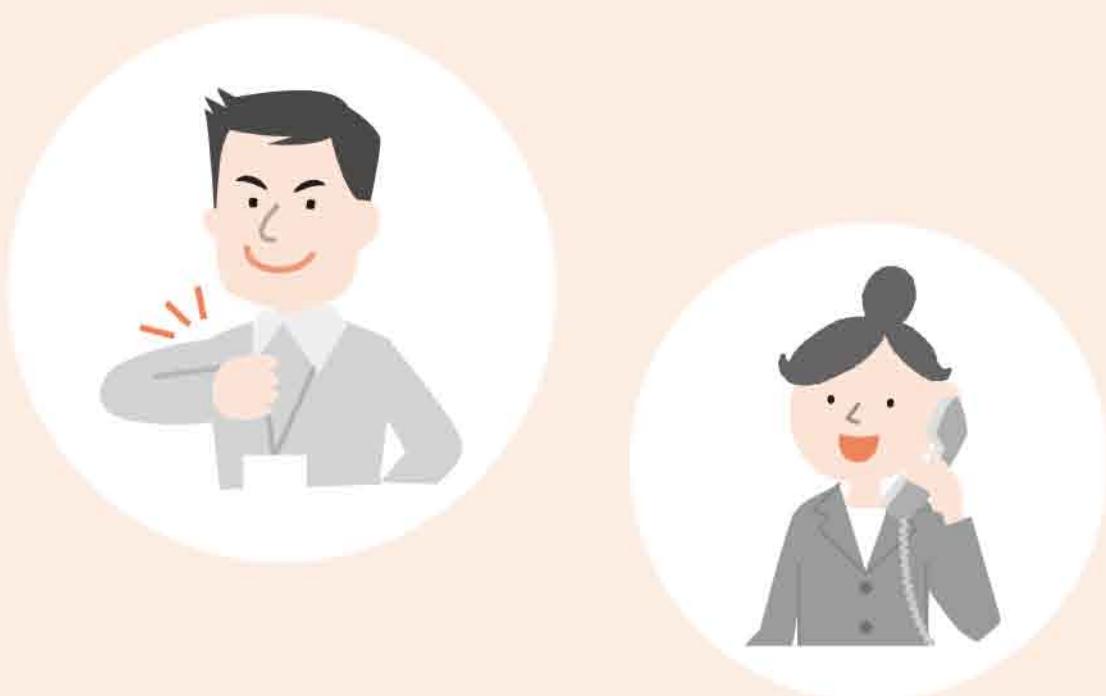
福井県内の地域包括支援センター

ち いき ほう かづ し えん 地域包括支援センターとは…

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。

総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護・包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担います。

センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。



● 県内地域包括支援センター

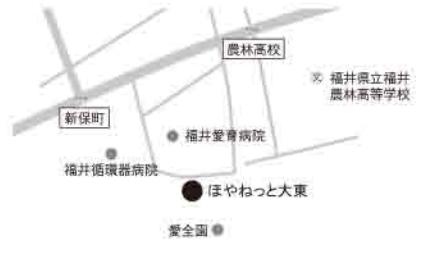
名称所在地等	<h2>ほやねっと明倫</h2> <p>〒 918-8105 福井市木田1丁目3308 (うららの家内) TEL 0776-33-5777 FAX 0776-33-1612 E-mail : fukui-kyonan@hikarigroup.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①すまいるバス 木田・板垣ルート 「板垣中央公園口」下車 徒歩2分 ②京福バス 羽水高校線「南木田」 下車 徒歩5分
担当地区	福井市：木田・豊地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっとあたご</h2> <p>〒 918-8052 福井市明里町9-20 (あたごデイサービス内) TEL 0776-33-6800 FAX 0776-33-6801 E-mail : atago@sensuikai.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福井市コミュニティすまいるバス 西ルート (照手・足羽方面) 「明里町」下車
担当地区	福井市：足羽・湊地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと中央北</h2> <p>〒 910-0017 福井市文京2丁目12-23 (福島ビル1階) TEL 0776-28-7271 FAX 0776-63-5633 E-mail : hokatsushien@fmatsubara.com</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <p>えちぜん鉄道、福井鉄道の田原町駅 下車 徒歩10分 (600m程) フェニックス通り沿い、三菱自動車 北側</p>
担当地区	福井市：春山・宝永・松本地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと不死鳥</h2> <p>〒910-0859 福井市日之出4丁目3-12 (福井市ふれあい公社内) TEL 0776-20-5683 FAX 0776-27-5852 E-mail : hoya-net@fureai-kousha.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福井市コミュニティすまいるバス城東・日之出方面「ふれあい公社前」下車すぐ ②京福バス福井駅前1番のりば大学病院線 福井大学病院行「日之出小学校前」下車 徒歩3分 ③えちぜん鉄道三国芦原線 三国港行「新福井」下車 徒歩5分
担当地区	福井市：順化・日之出・旭地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっとあづま</h2> <p>〒918-8235 福井市和田中町舟橋7-1 (福井県済生会病院東館1階) TEL 0776-28-8511 FAX 0776-28-8111 E-mail : h-azuma@fukui.saiseikai.or.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①京福バス福井駅西口バスターミナル5番のりばより病院玄関前「済生会病院停留所」JR福井駅
担当地区	福井市：和田・円山地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと大東</h2> <p>〒910-0835 福井市丸山町40-7 (愛全園内3階) TEL 0776-53-4092 FAX 0776-53-4093 E-mail : daito@asuwanafukushikai.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①京福バス福井駅西口1番のりば大願寺・心臓センター行き福井心臓センター前 徒歩5分 ②えちぜん鉄道 勝山線 勝山行き「えちぜん新保」下車 徒歩5分
担当地区	福井市：啓蒙・岡保・東藤島地区	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>ほやねっと九頭竜</h2> <p>〒910-8513 福井市高木中央3丁目1701 (藤島園内) TEL 0776-57-0040 FAX 0776-52-1212 E-mail : hoyanet-e@car.ocn.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 京福バス福井駅前11番乗り場から 「福井大学病院行き」乗車、「藤島園前」下車</p>
担当地区	福井市：中藤島・森田地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと北</h2> <p>〒910-0067 福井市新田塚1丁目42-1 (福井総合クリニック内) TEL 0776-25-2510 FAX 0776-25-8263 E-mail : kita-houkatsu@kha.biglobe.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 ①京福バス福井駅前10番のりば福 井総合病院線福井総合クリニック 経由、約20分 ②えちぜん鉄道三国線、「新田塚駅」 下車 徒歩1分</p>
担当地区	福井市：河合・西藤島・明新地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっとみなみ</h2> <p>〒918-8017 福井市下荒井町20-6 (水谷ビル1階) TEL 0776-43-1316 FAX 0776-43-1317 E-mail : fukui-minami@kzd.biglobe.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 ①福鉄バス：杉の木台行き「下荒井口」 下車 徒歩2分 福鉄バス：杉の木台行き「神社前」 下車 徒歩4分 ②福鉄バス：清明循環線「さくら病院」 下車 徒歩1分</p>
担当地区	福井市：清明・麻生津地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと社</h2> <p>〒918-8027 福井市福1丁目1710 TEL 0776-36-1246 FAX 0776-36-0156 E-mail : yashirohoukatsu@asamutuen.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①京福バス運動公園7・8番乗り場より団地入口バス停下車徒歩1分 ②京福バス清水グリーンライン8番乗り場より、福町北バス停下車徒歩1分
担当地区	福井市：社北・社西・社南地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと光</h2> <p>〒918-8063 福井市大瀬町23字101 (東安居苑2階) TEL 0776-35-0313 FAX 0776-35-0301 E-mail : h-hikari@mx5.fctv.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①京福バス福井駅前：「西学園町」下車
担当地区	福井市：東安居・日新・安居・一光・殿下・清水西・清水東・清水南・清水北・越廻地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと川西</h2> <p>(令和4年4月1日より) 〒910-3115 福井市仙町6-4 TEL 0776-97-8003 FAX 0776-97-8067</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <p>京福バス「越前ブルーライン」または「川西三国線」より乗車、「仙町」下車すぐ</p>
担当地区	福井市：宮ノ下・大安寺・鶴・本郷・棗・鷹巣・国見地区	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>ほやねっと東足羽</h2> <p>〒918-8537 福井市下六条町201(福井厚生病院内) TEL 0776-41-4135 FAX 0776-41-3714 E-mail : higashiasuwa@koseikaigroup.jp</p>	<p>すいだに相談所</p> <p>〒910-2346 福井市栢谷町12-9-2 TEL 0776-90-3858 FAX 0776-90-3839</p>
		
交通案内・略図	<p>【交通案内】 JR福井駅より京福バス利用 羽水高校線「羽水高校行き」 「産業会館厚生病院前」下車 厚生病院内</p>	<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①京福バス福井駅より「大野線」乗車、美山駅前下車 徒歩10分 ②JR福井駅より越美北線乗車、美山駅下車 徒歩10分
担当地区	福井市：酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山地区	

名称所在地等	<h2>敦賀市地域包括支援センター「長寿」</h2> <p>〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号 (敦賀市役所長寿健康課内) TEL 0770-22-8181 FAX 0770-22-8179 E-mail : houkatsu@ton21.ne.jp</p>	
		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティバス敦賀駅より乗車、市役所前下車 徒歩1分 ②福鉄バス敦賀駅より乗車、合同庁舎前下車 徒歩5分
担当地区	敦賀市全域	

名称所在地等	<h2>敦賀市地域包括支援センター「あいあい」</h2> <p>〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号 (敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内) TEL 0770-22-7272 FAX 0770-22-3785 E-mail : t-shakyo@iris.ocn.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敦賀駅から敦賀市コミュニティバス「中央線」乗車、あいあいプラザ下車すぐ ②敦賀 IC から車で 10 分
担当地区	敦賀市：北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発地区	

名称所在地等	<h2>敦賀市地域包括支援センター「なごみ」</h2> <p>〒914-0131 敦賀市公文名1号6番 (つるが生協在宅総合センター「和」内) TEL 0770-21-7530 FAX 0770-25-4352 E-mail : kumiko.tojima@fukui-min-iren.com</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <p>敦賀駅から敦賀市コミュニティバス乗車「公文名口」下車 徒歩 10 分</p>
担当地区	敦賀市：栗野地区	

名称所在地等	<h2>小浜市地域包括支援センター</h2> <p>〒917-0075 小浜市南川町4-31 (健康管理センター内) TEL 0770-64-6015 FAX 0770-53-3480 E-mail : sien@city.obama.fukui.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①JR 小浜駅より車で 5 分 ②あいあいバス健康管理センター線 (月・水・金) 「健管センター」 下車
担当地区	小浜市：小浜・雲浜・西津・内外海・加斗地区	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター (サン・サンホーム小浜内) 〒 917-0241 小浜市遠敷 84-3-4 TEL 0770-56-5855 FAX 0770-56-5810 E-mail : houkatsu@obama-shakyo.or.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 東小浜駅より徒歩 1 分
担当地区	小浜市：国富・宮川・松永・遠敷・今富・口名田・中名田地区	

名称所在地等	大野市地域包括支援センター 〒 912-0084 大野市天神町 1-19 多田記念大野有終会館 (結とぴあ) TEL 0779-65-5046 FAX 0779-66-0294 E-mail : kenko@city.fukui-ono.lg.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ① JR 越前大野駅から徒歩 15 分 ② 京福バス大野線 京福バス勝山大野線「大野六間」下車、徒歩 10 分 ③ 越前おおのまちなか循環バス「結とぴあ」下車
担当地区	大野市全域	

名称所在地等	勝山市地域包括支援センター 「やすらぎ」 〒 911-0035 勝山市郡町 1 丁目 1-50 TEL 0779-87-0900 FAX 0779-87-3522 E-mail : hokatsu@city.katsuyama.lg.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 コミュニティバスぐるりん「勝山駅前」よりぐるりん中部方面乗車、「すこやか」下車
担当地区	勝山市全域	

名称所在地等	<h2>鯖江市地域包括支援センター</h2> <p>〒 916-8666 鯖江市西山町 13-1 TEL 0778-53-2265 FAX 0778-51-8157 E-mail : SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp</p>		
交通案内・略図			<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR 本線鯖江駅からつつじバス乗車、「市役所」で下車 ② 福井鉄道福武線西山公園駅下車、徒歩 10 分
担当地区	鯖江市全域		
名称所在地等／担当地区	<p>鯖江地区地域包括支援サブセンター 〒 916-0025 鯖江市旭町 4-4-9 (木村病院内) TEL 0778-51-0112</p> <p>神明地区地域包括支援サブセンター 〒 916-0022 鯖江市水落町 2-30-1 (鯖江市社会福祉協議会内) TEL 0778-51-2840</p> <p>鯖江東地区地域包括支援サブセンター 〒 916-0033 鯖江市中野町 33-20-1 (鯖江ケアセンターみどり荘内) TEL 0778-54-0513</p> <p>鯖江西地区地域包括支援サブセンター 〒 916-0001 鯖江市吉江町 31-7-1 (エレガントセニールガーデン内) TEL 0778-53-2776</p>	<p>鯖江地区 新横江地区</p> <p>神明地区</p> <p>中河地区・片上地区・北中山地区・河和田地区</p> <p>立待地区・吉川地区・豊地区</p>	

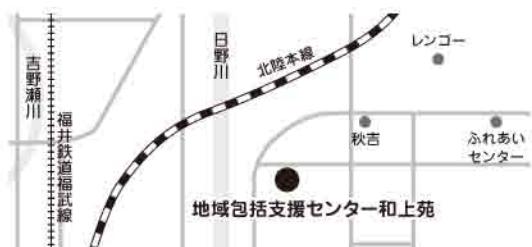
名称所在地等	<h2>あわら地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-0692 あわら市市姫三丁目 1-1 (あわら市役所健康長寿課内) TEL 0776-73-8046 FAX 0776-73-5688 E-mail : chojyu@city.awara.lg.jp</p>		
交通案内・略図			<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR 芦原温泉駅より徒歩 15 分 ② 京福バスにて「あわら市役所前」で下車、徒歩 1 分
担当地区	あわら市全域		

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター</h2> <p>〒 915-0057 越前市矢船町 8-12-1 TEL 0778-22-6111 FAX 0778-22-8011 E-mail : info@echizen-shakyo.or.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「畠町北口・みつわ前」 または「矢船町」下車、 徒歩 5 分 (武生青果市場北側道路沿い)</p>
担当地区	越前市：北日野地区・北新庄地区・味真野地区	

名称所在地等	<h2>しくら地域包括支援センター</h2> <p>〒 915-0844 越前市妙法寺町 413-414 TEL 0778-29-1188 FAX 0778-23-0900</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「妙法寺・ワイプラザ武生南店」下車 徒歩 2 分</p>
担当地区	越前市：南地区・王子保地区・坂口地区	

名称所在地等	<h2>あいの樹地域包括支援センター</h2> <p>〒 915-0814 越前市中央 2 丁目 9-40 TEL 0778-42-5725 FAX 0778-42-5726</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「西小学校前」下車 徒歩 3 分</p>
担当地区	越前市：西地区・神山地区・白山地区	

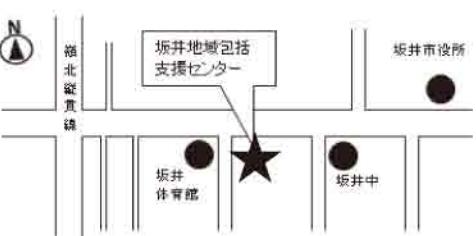
名称所在地等	<h2>地域包括支援センターメゾンいまだて</h2> <p>〒915-0207 越前市東桿尾町第8-38 TEL 0778-43-1888 FAX 0778-43-1877</p>	
		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「東桿尾・メゾンいまだて前」下車</p>
担当地区	越前市：栗田部地区・岡本地区・南中山地区・服間地区	
名称所在地等	<h2>地域包括支援センター和上苑</h2> <p>〒915-0096 越前市瓜生町33-12-2 TEL 0778-23-5255 FAX 0778-25-5801</p>	
		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「瓜生町」下車 徒歩4分</p>
担当地区	越前市：国高地区・東地区	
名称所在地等	<h2>地域包括支援センター丹南きらめき</h2> <p>〒915-0801 越前市家久町49字 TEL 0778-22-7776 FAX 0778-22-4655</p>	
		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「家久公園」下車 徒歩4分</p>
担当地区	越前市：吉野地区・大虫地区	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>坂井市三国地域包括支援センター</h2> <p>〒 913-0046 三国町北本町二丁目 6-65 TEL 0776-82-1616 FAX 0776-82-6116 E-mail : sami-houkatsu@s-shinseikai.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①えちぜん鉄道「三国駅」下車、徒歩 1分 ②坂井市コミュニティバス ぐるっと 坂井「三国駅前」下車、徒歩 1分
担当地区	坂井市：三国町	

名称所在地等	<h2>坂井市丸岡地域包括支援センター</h2> <p>〒 910-0246 丸岡町西瓜屋 15-12 福井新聞社ビル 1階、3階 TEL 0776-68-1130 FAX 0776-68-1129 E-mail : houkatsu@akanekai.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①坂井市コミュニティバス ぐるっと 坂井「丸岡バスターミナル」下車、徒歩 1分 ②京福バス「丸岡バスターミナル」下車、1分
担当地区	坂井市：丸岡町	

名称所在地等	<h2>坂井市春江地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-0463 春江町江留上昭和 119 TEL 0776-43-0227 FAX 0776-43-0228 E-mail : houkatsu221@po4.nsk.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①坂井市コミュニティバス ぐるっと 坂井「江留上昭和」下車、徒歩 2 分。 ②JR「春江駅」下車、徒歩 15 分、車で 5 分
担当地区	坂井市：春江町	

名称所在地等	<h2>坂井市坂井地域包括支援センター</h2> <p>〒919-0521 坂井町下新庄 18-3-1 TEL 0776-67-5000 FAX 0776-67-2807 E-mail : sakaihoukatsu@triton.ocn.ne.jp</p>	
		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①坂井市コミュニティバス「ぐるっと坂井」 「坂井老人センター」下車、徒歩1分 ②JR「丸岡駅」下車、徒歩17分
担当地区	坂井市：坂井町	
名称所在地等	<h2>永平寺町社会福祉協議会地域包括支援センター</h2> <p>〒910-1192 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地(永平寺町役場本庁内1階) TEL 0776-61-6166 FAX 0776-61-6167 E-mail : houkatsu@eiheijishakyo.jp</p>	
		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①えちぜん鉄道勝山永平寺線「松岡駅」下車、徒歩5分 ②コミュニティバス「役場前」下車
担当地区	永平寺町全域	
名称所在地等	<h2>池田町地域包括支援センター</h2> <p>〒910-2511 今立郡池田町数田 5-3-1 TEL 0778-44-8008 FAX 0778-44-8009 E-mail : hotplaza@town.ikeda.fukui.jp</p>	
		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福井方面から京福バス池田線稻荷方面「数田」バス停下車 徒歩5分 ②越前市方面から福鉄バス魚見、今立方面「数田」バス停下車 徒歩5分 ③コミュニティバス『なかま号』「ほっとプラザ」下車
担当地区	池田町全域	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>南越前町地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-0292 南越前町東大道 29-1 (南越前町役場別館 1 階 保健福祉課内) TEL 0778-47-8009 FAX 0778-47-3605 E-mail : hoken@town.minamiechizen.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 JR 南条駅下車、徒歩 5 分 国道 365 号線沿い</p>
担当地区	南越前町全域	

名称所在地等	<h2>南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-0131 南越前町今庄 86-5-2 今庄福祉センター 2 階 (南越前町社会福祉協議会今庄支所内) TEL 0778-45-1170 FAX 0778-45-0183 E-mail : minasien@mx6.fctv.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<p>河野支所 〒 915-1113 南越前町甲楽城 7-31-1 河野保健福祉センター 1 階 (南越前町社会福祉協議会河野支所内) TEL 0778-48-2260 FAX 0778-48-7100</p>
	<p>【交通案内】 JR 今庄駅下車、徒歩 5 分 今庄診療所・今庄老人保健施設隣り</p>	<p>【交通案内】 河野シーサイド温泉 ゆうばえ・ 河野診療所隣り</p>
担当地区	南越前町：今庄地区	南越前町：河野地区

名称所在地等	<h2>越前町地域包括支援センター</h2> <p>〒916-0192 丹生郡越前町西田中13-5-1 (越前町役場内) TEL 0778-34-8729 (代) FAX 0778-34-0951 E-mail : houkatsu@town.echizen.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福鉄バス神明駅(鯖江市)から越前町役場バス停下車 国道417号線沿い ②福鉄バス越前武生駅(越前市)から 越前町役場バス停下車 ③コミュニティバス「フレンドリーワン」 越前町役場下車
担当地区	越前町全域	

名称所在地等	<h2>美浜町地域包括支援センター</h2> <p>〒919-1192 三方郡美浜町郷市 25-25 (美浜町役場 健康福祉課内) TEL 0770-32-6704 FAX 0770-32-6050 E-mail : kaigo@town.fukui-mihama.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①JR 美浜駅より徒歩 10 分 ②コミュニティバス「美浜町役場」 下車、または「はあとぴあ」下車、徒歩 2 分 ③福鉄バス若狭線「美浜駅口」下車、徒歩 8 分
担当地区	美浜町全域	

名称所在地等	<h2>高浜町地域包括支援センター</h2> <p>〒919-2201 高浜町和田 117-68 (高浜町保健福祉センター内) TEL 0770-72-6120 FAX 0770-72-6109 E-mail : fukushi@town.takahama.fukui.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①JR 若狭和田駅下車、徒歩 3 分 ②国道 27 号線「若狭和田ビーチ」交差点より、車 1 分
担当地区	高浜町全域	

● 県内地域包括支援センター

名称所在地等	<h2>おおい町地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-2111 大飯郡おおい町本郷 92-51-1 TEL 0770-77-2770 FAX 0770-77-3377 E-mail : houkatsu@town.ohi.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 JR 若狭本郷駅から川上行き路線バスに乗車（5分）「なごみ」下車、すぐ「保健福祉センターなごみ」内</p>
担当地区	おおい町全域	

名称所在地等	<h2>若狭町地域包括支援センター</h2> <p>〒 919-1592 三方上中郡若狭町市場 20-18 TEL 0770-62-2702 FAX 0770-62-1049</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 ① JR 線「上中」駅下車、徒歩 5 分 ② JR バス「上中」下車、徒歩 5 分</p>
担当地区	若狭町全域	

福井県内の各種相談窓口一覧

- 総合的な相談窓口
- 福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口
- その他法律などに関する相談窓口
- 県・各種機関が実施している相談窓口



●相談窓口一覧

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	地域包括ケア推進課	高齢者に関する総合相談支援	福井市大手3-10-1 (市役所別館)	不要	電話・来所	0776(20)5400
敦賀市	長寿健康課	高齢者の日常生活に関するさまざまな相談	敦賀市中央町2-1-1 (市役所)	不要	電話・来所	0770(22)8124
	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談等 運営事業	法律相談、行政相談など定例日に専門相談員が応じる	敦賀市東洋町4-1 (あいあいプラザ)	不要	来所	0770(22)3133 (代)
	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談	福祉全般にわたる相談に社会福祉士等が応じる			電話・来所	
小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	高齢者の日常生活に関するさまざまな相談支援	小浜市大手町6-3 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX	0770(64)6014
	小浜市社会福祉協議会 心配ごと相談	家庭問題、人権など生活上の相談を毎月第2水曜午後1時～4時実施	小浜市遠敷84-3-4 (サンサンホーム小浜)	不要	電話・来所	0770(56)5800
大野市	健康長寿課	高齢者の介護、虐待防止、権利擁護など相談全般	大野市天神町1-19 (結とぴあ)	不要	電話・来所等	0779(65)5046
	大野市社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上のさまざまな問題について社協が委嘱した相談員が毎月第2・4木曜の午前中に対応する	大野市天神町1-19 (結とぴあ)	不要	来所	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	高齢者に関する様々な相談	勝山市郡町1-1-50 (福祉健康センターすこやか)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0779(87)0900
	勝山市社会福祉協議会 福祉総合相談所	生活上の様々な問題や心配ごとに応じる。専門相談（生活困窮相談、障がい者相談）	勝山市郡町1-1-50 (福祉健康センターすこやか)	不要	電話・来所	0779(88)1177
鯖江市	長寿福祉課	高齢者の日常生活のこと	鯖江市西山町13-1 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0778(53)2219
	鯖江市社会福祉協議会 心配ごと相談	民生委員・児童委員が日常生活に関する様々な福祉に関する相談に応じる 毎月第2・4火曜 午後1時30分～午後3時	鯖江市水落2-30-1 (アイアイ鯖江)	不要	電話・来所	0778(51)0091
あわら市	健康長寿課	高齢者の生活上の様々な相談に応じる	あわら市市姫3-1-1 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0776(73)8022
	あわら市社会福祉協議会 心配ごと相談	あらゆる生活上の相談に応じる。 相談員（民生委員）	あわら市市姫2-31-6 (老人福祉センター「市姫荘」) あわら市二面32-16 (湯のまち公民館)	不要	電話・来所	0776(73)2253
越前市	長寿福祉課	高齢者に関する総合相談支援	越前市府中1-13-7 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0778(22)3784
	越前市社会福祉協議会 心配ごと相談	職場、家庭、人間関係など日常生活の悩みごと相談	越前市府中1-11-2 (市民プラザたけふ4F)	不要	電話・来所	0778(22)8500

※この情報は、令和4年1月時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和4年度の情報となっています。

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
坂井市	高齢福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(50)3040
	福祉保健課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(61)3920
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に、社協職員、民生委員・児童委員が相談に応じる (午前8時30分～午後5時30分)	永平寺町松岡吉野堺 15-44 (松岡福祉総合センター翠荘)	不要	電話・来所	0776(61)6003
			永平寺町飯島 6-34 (永平寺老人福祉センター 永寿苑)			0776(63)3868
			永平寺町石上 27-41 (永平寺町やすらぎの郷)			0776(64)3000
池田町	保健福祉課	生活上の様々な問題に対し、必要な支援を把握し、地域における適切なサービス機関又は制度の利用につなげる	池田町敷田 5-3-1 (総合保健福祉センター)	不要	電話・来所	0778(44)8000
	池田町社会福祉協議会 心配ごと相談					0778(44)7750
南越前町	保健福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	南越前町東大道 29-1 (南越前町役場本庁)	不要	電話・来所	0778(47)8009
	今庄事務所		南越前町今庄 84-25			0778(45)1111
	河野事務所		南越前町河野 15-16-1			0778(48)2111
南越前町	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（南条）	生活上の様々な問題に社協事務局や介護支援専門員等が相談に応じる	南越前町脇本 17-38-1 (南条保健福祉センター)	不要	電話・来所	0778(47)3767
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（今庄）		南越前町今庄 86-5-2 (今庄福祉センター)			0778(45)1175
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（河野）		南越前町甲楽城 7-31-1 (河野保健福祉センター)			0778(48)2260

●相談窓口一覧

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
越前町	障がい生活課	日常生活の悩みや困りごと、福祉サービスに関すること	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8723
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（朝日）	生活上の様々な問題に心配ごと相談員が応じる	越前町西田中 8-20-1 (越前町社会福祉センター)			0778(34)2388
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（宮崎）		越前町八田 5-51-1 (宮崎ディイサービスセンター ホタル荘内)			0778(32)3210
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（越前）		越前町梅浦 60-15 (越前地域福祉センター)			0778(37)0627
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（織田）		越前町織田 106-51-1 (織田保健福祉センター)			0778(36)0698
美浜町	健康福祉課	高齢者の日常生活に関する相談（福祉サービス、介護、認知症のことなど）	美浜町郷市 25-25 (町役場)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX	0770(32)6704
	美浜町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	日常生活においての困りごとについて 心配ごと相談員が応じます。	美浜町郷市 25-20 (保健福祉センター)			0770(32)1164
高浜町	保健福祉課	生活上の悩み、困りごと、福祉サービス、介護予防、認知症のことなど	高浜町和田 117-68 (保健福祉センター)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(72)5887
	高浜町社会福祉協議会	生活上の様々な悩み、困りごと、また ボランティアに関することなど				0770(72)2411
おおい町	いきいき福祉課	生活上の悩みや福祉サービスのこと、 介護予防のことなど	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
	保健福祉室		おおい町名田庄下 6-1			0770(67)2000
	おおい町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	生活上の様々な問題に心配ごと相談員 が相談に応じる (毎月1回金曜日午前9時～11時30分)	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	不要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口（大飯）	生活上の様々な問題に社協事務局や介 護支援専門員等が相談に応じる	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口（名田庄）		おおい町名田庄下 6-1 (あつとはーむいきいき館)			0770(67)2318
若狭町	福祉課	健康・介護・認知症など生活・福祉サー ビスに関する内容	若狭町市場 20-18 (若狭町役場上中庁舎)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(62)2703
	若狭町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に心配ごと相談員 が応じる（毎月1回火曜日に実施。詳 しくは窓口にお問い合わせください）	若狭町井崎 40-80 (地域福祉センター泉)			0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 (パレア若狭)			0770(62)9005

※この情報は、令和4年1月時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和4年度の情報となっています。

◆福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	介護保険課	介護保険の制度に関すること	福井市大手 3-10-1 (市役所別館)	不要	電話・来所	0776(20)5715
敦賀市	長寿健康課	介護保険の制度に関すること	敦賀市中央町 2-1-1	不要	電話・来所	0770(22)8180
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会 介護相談・介護保険相談	介護方法や介護保険に関する相談等に、保健師、社会福祉士、介護福祉士等が応じる	敦賀市東洋町 4-1 (あいあいプラザ)	不要	電話・来所 ・FAX	0770(22)3133 (代)
小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	介護保険の制度に関すること	小浜市大手町 6-3	不要	電話・来所	0770(64)6014
小浜市	小浜市社会福祉協議会 ふくし・障がい相談 支援センター	高齢者の在宅支援に関する相談、保健福祉サービスの利用手続きや福祉用具などの相談、こころの相談（毎週水曜日午前10時～午後4時）	小浜市遠敷 84-3-4 (サンサンホーム小浜)	不要	電話・来所 ・訪問	0770(56)5802
大野市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	大野市天神町 1-19 (結とぴあ)	不要	電話・来所 等	0779(65)7333
大野市	大野市社会福祉協議会 在宅介護支援センター	在宅支援などに関する総合的な相談	大野市天神町 1-19 (結とぴあ)	不要	電話・来所 訪問	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	勝山市郡町 1-1-50	不要	電話・来所	0779(87)0888
鯖江市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	鯖江市西山町 13-1 (市役所)	不要	電話・来所 ・手紙・FAX ・Eメール	0778(53)2218
鯖江市	鯖江市福祉サービス 苦情調整委員会	福祉サービス全般の苦情に対し、利用者擁護委員が相談に応じる				
鯖江市	介護保険利用者 擁護委員会	介護保険サービス利用者の苦情申し立てに対し処理する				
あわら市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	あわら市市姫 3-1-1	不要	電話・来所	0776(73)8022
越前市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	越前市府中 1-13-7 (市役所)	不要	電話・来所 ・手紙・FAX ・Eメール	0778(22)3715
坂井市	高齢福祉課	介護保険の制度に関すること	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所	0776(50)3040
永平寺町	福祉保健課	介護保険の制度に関すること	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所	0776(61)3920
永平寺町	永平寺町在宅介護支援 センター	介護に関する相談 電話対応は365日 24時間対応 窓口：午前8時30分～ 午後5時30分（土・日・祭日休み）	永平寺町松岡吉野塚 15-47 (松岡デイサービスセンター)	不要	電話・来所	0776(61)4300
池田町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	池田町薮田 5-3-1 (総合保健福祉センター)	不要	電話・来所	0778(44)8000
南越前町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	南越前町東大道 29-1	不要	電話・来所	0778(47)8009
越前町	健康保険課	介護保険の制度に関すること	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8710
美浜町	健康福祉課	介護保険の制度に関すること	美浜町郷市 25-25	不要	電話・来所	0770(32)6704
高浜町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	高浜町和田 117-68 (保健福祉センター)	不要	電話・来所	0770(72)5887
おおい町	いきいき福祉課	介護保険の制度に関すること	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
若狭町	福祉課	在宅福祉・介護保険の制度に関すること	若狭町市場 20-18	不要	電話・来所	0770(62)2703
坂井地区広域連合介護保険課	介護保険の制度に関すること		坂井市坂井町上兵庫 40-15	不要	電話・来所	0776(91)3309

●相談窓口一覧

◆他の相談窓口（法律相談など）◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	市民サービス推進課	心配ごと相談、人権悩みごと相談、行政相談、行政書士相談、社会保険労務士相談、成年後見相談について定例日に専門相談員が応じる	福井市大手 3-10-1 (市役所)	成年後見のみ必要	電話・来所	0776(20)5544 (相談専用)
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談等 運営事業	法律相談、行政相談など定例日に専門相談員が応じる	敦賀市東洋町 4-1 (あいあいプラザ)	不要	来所	0770(22)3133 (代)
大野市	大野市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律相談に弁護士が応じる。 (毎月第2、第4木曜日の午後1時～午後4時)	大野市天神町 1-19 (結とぴあ)	必要	来所	0779(65)8773
勝山市	勝山市社会福祉協議会 無料法律相談 ・年金労務相談	生活上の問題を弁護士や社会保険労務士が相談に応じる法律相談 (弁護士：毎月第2・4水曜日) 年金・労務相談 (社会保険労務士：毎月第1水曜日)	勝山市郡町 1-1-50 (福祉健康センター「すこやか」)	法律のみ必要	来所	0779(88)1177
鯖江市	鯖江市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律問題を弁護士が相談に応じる。 (毎月月曜日2～3回実施 午後1時30分～4時30分) 定員9名	鯖江市水落町 2-30-1 (アイアイ鯖江)	必要	来所	0778(51)0091
あわら市	あわら市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談 (毎月1回実施)	あわら市市姫 2-31-6 (老人福祉センター「市姫荘」) あわら市二面 32-16 (湯のまち公民館)	必要	来所	0776(73)2253
越前市	越前市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談（定員10名） (毎月第1、3木曜午前9時30分～正午) 1週間前から電話予約可 1人15分	越前市府中 1-11-2 (市民プラザたけふ3F)	必要	来所	0778(22)8500
坂井市	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（三国）	法律上の諸問題に弁護士が応じる (午後1時～4時、定員9名) 三国：第1月曜日 丸岡：第2火曜日 春江：第3水曜日 坂井：第4木曜日	坂井市三国町楽円 53-16-1 (いきいきサロンセンター あい愛)	必要	来所	0776(82)1170
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（丸岡）		坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1 (坂井市役所 丸岡支所)			0776(68)5060
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（春江）		坂井市春江町江留中 10-15-1 (春江総合福祉センター いちい荘)			0776(51)4545
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（坂井）		坂井市坂井町下新庄 18-3-1 (坂井市社会福祉協議会本部)			0776(68)5070
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が応じる (毎月第4木曜日 午後1時～4時、定員8名) ※2回、開催される月もございます	永平寺町松岡吉野塚 15-44 (松岡福祉総合センター翠荘)	必要	来所	0776(61)6003
			永平寺町飯島 6-34 (永平寺老人福祉センター 永寿苑)			0776(63)3868
			永平寺町石上 27-27 (永平寺町やすらぎの郷)			0776(64)3000

※この情報は、令和4年1月時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和4年度の情報となっています。

◆ その他の相談窓口 (法律相談など) ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
池田町	池田町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 応じる 6月、9月、12月、3月 午後1時半～午後3時半実施	池田町薮田 5-3-1 (総合保健福祉センター ほっとプラザ)	必要	来所	0778(44)7750
南越前町	南越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (毎月第2火曜日 午後 1時～午後4時実施)	南越前町脇本 17-38-1 (南条保健福祉センター)	必要	来所	0778(47)3767
越前町	越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (年8回実施)	越前町西田中 8-20-1 (越前町社会福祉センター)	必要	来所	0778(34)2388
			越前町江波 50-80-1 (宮崎コミュニティセンター)			0778(32)3210
			越前町梅浦 60-15 (越前地域福祉センター)			0778(37)0627
			越前町織田 36-1 (織田保健福祉センター)			0778(36)0698
美浜町	美浜町社会福祉協議会 無料法律相談	奇数月第3火曜日 (原則) 午後1時～午後3時 弁護士相談	美浜町郷市 25-20 (美浜町保健福祉センター)	必要	来所	0770(32)1164
		毎月第2火曜日 (原則) 午後1時～午後3時 司法書士相談				
高浜町	高浜町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (毎月1回実施)	高浜町和田 117-68 (高浜町保健福祉センター)	必要	来所	0770(72)2411
おおい町	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談 (大飯)	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (毎月第3金曜日 午後 1時～4時実施)	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	必要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談 (名田庄)	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (年3回 第2金曜日同 時間実施)	おおい町名田庄下 6-1 (あっとほ～むいきいき 館)			
若狭町	若狭町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる (毎月1回火曜日に実施 詳しくは窓口にお問い合わせください)	若狭町井崎 40-80 (地域福祉センター泉)	必要	来所	0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 (パレア若狭)			0770(62)9005

●相談窓口一覧

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名 称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電 話
高齢者全般	福井県社会福祉協議会「高齢者専門相談窓口」	高齢者やその家族が抱える専門的な悩みの相談（法律、年金、税金、認知症介護） ※詳しくは最終ページをご覧ください。	福井市光陽 2-3-22 (福井県社会福祉センター)	法律のみ必要	電話・来所・FAX・Eメール	0776(25)0294 0770(52)7833
		高齢者に関する法律相談 (第3木曜日：午後1時～4時)	小浜市小浜白鬚 112 福井県社会福祉協議会 鶴南支所内 (白鬚再開発ビル3階)			
法 律	高齢者対象無料電話相談 (65歳以上対象)	65歳以上の高齢者やその家族、支援者の方を対象とした無料電話相談 毎週月曜日 午後3時30分～5時	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)	不要	電話	0776(29)7180 0776(23)5288
	多重債務無料法律相談	債務相談 毎週木曜日 午前10時～正午 毎週土曜日 午後1時～3時	担当弁護士 事務所	必要	来所	0776(23)5255
	丹南法律相談センター	法律全般 毎週火曜日 午後2時～5時 (30分5,000円)	越前市府中 1-2 市民プラザたけふ4階 (越前市消費者センター)			
	嶺南法律相談センター	法律全般 每週金曜日 午後2時～5時 (30分5,000円)	敦賀市東洋町 1-1 (プラザ萬象)			
	弁護士紹介制度	毎週月曜日～土曜日 相談料 30分5,000円+税	担当弁護士事務所			
	民事・家事当番制度	毎週月曜日～土曜日 1事件につき、初回30分無料	担当弁護士事務所	必要	電話	0570-078348
	弁護士無料相談 (福井市)	法律全般 每週月・木・金 (祝日を除く) 午後1時30分～3時 (先着順で当日受付可能)	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)			
	弁護士無料相談 (越前市)	法律全般 每週水曜日 午後1時30分～3時	越前市高瀬2丁目3-3 (越前市文化センター)			
	弁護士無料相談 (敦賀市)	法律全般 每月第2～5火曜日 午後1時30分～3時	敦賀市東洋町 1-1 (プラザ萬象)	来所		0570-078374
	弁護士無料相談 (小浜市)	法律全般 每月第1火曜日 午後1時30分～3時	小浜市大手町 4-1 (働く婦人の家)			
日本司法支援センター 福井地方事務所 (法テラス福井)	法的トラブル全般に対し解決に役立つ 関係機関や法制度の紹介の情報提供 法テラス福井 平日午前9時～午後5時 コールセンター平日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル2階	不要	電話・来所	法テラス福井 0570-078348	
			電話	電話	コールセンター 0570-078374	
	無料法律相談（資力要件あり） 毎週火・金曜日 午前中			必要	来所	法テラス福井 0570-078348
	日弁連交通事故相談センター 福井県支部交通事故無料 法律相談	毎週火・金曜日 午前9時～11時30分	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)	必要	電話	0776(23)5255
	福井県司法書士総合相談 センター無料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、成年後見、 多重債務問題等 毎週水曜日 午後1時～4時	福井市下馬2丁目314番地 (司調合同会館)	必要 (平日10時～3時)	来所	0776(43)1669
	福井県司法書士総合相談 センター有料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、多重債務問題等 予約して指定された曜日・時間 (1時間5,000円)	担当司法書士の事務所	必要 (平日10時～3時)	来所	(福井) 0776(43)1669

※この情報は、令和4年1月時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和4年度の情報となっています。

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名 称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電 話
介護保険・介護	福井県長寿福祉課 (高齢者支援グループ)	介護保険制度の内容、高齢者の虐待防止に関することなど	福井市大手 3 丁目 17-1 (県庁)	不要	電話・来所・FAX	0776(20)0331
	福井県国民健康保険 団体連合会	介護サービス、サービス事業者に関する苦情	福井市西開発 4-202-1 (福井県自治会館 4 階)	来所のみ 予約	電話・来所・FAX・Eメール	0776(57)1614
	福井県運営適正化委員会	介護サービス、サービス事業者に関する苦情	福井市光陽 2-3-22 (福井県社会福祉センター)	不要	電話・来所	0776(24)2347
認 知 症	福井健康福祉センター	高齢者の問題行動、認知症に関する相談・指導	福井市西木田 2-8-8	不要	電話・来所	0776(36)1116
	坂井健康福祉センター		あわら市春宮 2 丁目 21-17			0776(73)0600
	奥越健康福祉センター		大野市天神町 1-1			0779(66)2076
	丹南健康福祉センター		鯖江市水落町 1 丁目 2-25			0778(51)0034
	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部		越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎 1 階			0778(22)4135
	二州健康福祉センター		敦賀市開町 6-5			0770(22)3747
	若狭健康福祉センター		小浜市四谷町 3-10			0770(52)1300
	福井県立すこやか シルバー病院		福井市島寺町 93-6		来所のみ 予約	0776(98)2700 (代)
社会保険・年金	嶺北認知症疾患医療センター 松原病院	認知症高齢者の医療に関する専門的な相談など	福井市文京 2 丁目 9-1	必要	電話・来所	0776(28)2929
	嶺南認知症疾患医療センター 敦賀温泉病院		敦賀市吉河 41-1-5			0770(23)9800
	福井年金事務所		福井市手寄 2-1-34			0776(23)4518
い う 生 活 に 困 窮 し て の 支 援	武生年金事務所	年金などに関する相談 平日(曜~曜) 午前8時30分～午後5時15分 時間延長 遅初の開所日 午後5時15分～午後7時00分 週末相談 第2土曜 午前9時30分～午後4時00分	越前市新町 5-2-11	要予約 (電話は自動音声案内となっています。)	電話・来所	0778(23)1126
	敦賀年金事務所		敦賀市東洋町 5-54			0770(23)9904
	街角の年金相談センター 福井(オフィス)		福井市手寄 1-4-1 アオッサ(AOSSA)2階			0776(26)6070
い う 生 活 に 困 窮 し て の 支 援	市町社会福祉協議会または福井県社会福祉協議会	所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活安定と経済的自立を図るための貸付	各市町または 県社会福祉協議会事務所	不要	電話・来所	各市町社協は P18参照 県社協: 0776(24)4987
	※その他、生活保護・生活困窮者自立支援に関する相談は、各県健康福祉センター、各市福祉事務所にて相談できます。					
消費生活	福井県消費生活センター	契約のトラブルなど、消費生活に関する苦情・相談。また、予約による弁護士等の専門家相談も随時実施。 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く) ※嶺南センターは第3日曜は休館。	福井市手寄 1-4-1 (AOSSA 7 階)	不要	電話・来所 オンライン (Zoom)	0776(22)1102
	福井県嶺南消費生活センター		小浜市小浜白鬚 112 (白鬚業務棟 3 階)			0770(52)7830
	悪質商法相談電話	悪質な訪問販売や電話勧誘等の悪質商法で困った場合の相談	福井県警察本部生活環境課	不要	電話	0776(24)4194

●相談窓口一覧

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名 称	相談内容		所在地	予約	相談方法	電 話
人 権	福井県人権センター	人権に関する相談。午前9時～午後5時。 休館日：月曜日・祝日・年末・年始・第1・3・5日曜日およびその前日の土曜日 特別相談（弁護士相談）毎月第3木曜日 午後1時30分から3時まで 要予約	福井市手寄1-4-1 (AOSSA 7階)	不要	電話・来所	0776(29)2111	
被 告 バ ド メ ス テ イ ッ プ	DV(配偶者等からの暴力) 被害者相談	DVに悩む方、および身近なDVに心当たりのある方 県総合福祉相談所・健康福祉センターでも受付	福井市下六条町14-1 (生活学習館)	不要 (予約可)	電話・来所	0776(41)7111	
犯 罪 被 告	公益社団法人 福井被害者支援センター	犯罪による直接的な被害、および被害後に生じる様々な問題 毎週月～土曜日 午前10時～午後4時 (祝日を除く)	福井市宝永3丁目8-1 (福井県警察本部葵分庁舎3階)	来所のみ 予約	電話・来所	0120(783)892	
	警察安全相談室	振り込め詐欺、悪質商法、夫婦間トラブルなど、犯罪に関する相談 ※ 24時間365日対応 ※県警ホームページからメール相談可能	福井県警察本部 (県民サポート課)	不要	電話・来所 ・Eメール	0776(26)9110 または #9110	
	犯罪被害者等総合 相談窓口	被害を受けた方の困っていること、不安なことなどに関する相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日を除く) higaisoudan@pref.fukui.lg.jp	福井県安全環境部県民 安全課	不要	電話・来所 ・Eメール	0776(20)0730	
交 通 事 故	福井県交通事故相談所	電話相談 毎週月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時	福井市大手3丁目17-1 (福井県庁10階県民安全課内)	不要	電話		
		面接相談 <福井> 月・火・木・金曜日 (予約時のみ) 午前9時～午後4時 <敦賀> 火曜日 (予約時のみ) 午前10時～午後3時30分	<福井> 福井市松本3丁目16-10 (福井県職員会館4階) <敦賀> 敦賀市中央町1丁目7-42 (敦賀合同庁舎1階)	必要	来所	0776(20)0518	
		※いざれども、祝日と年末年始(12月29日～1月3日)は、相談の受付をしていません。 ※面接相談場所に相談員は常駐していません。必ず電話予約してください。					
女 性	ユー・アイふくい 相談室	一般 (生活全般) 毎週火曜日～日曜日 (ただし第3日曜日は休み) 午前9時～午後4時45分	福井市下六条町14-1 (生活学習館)	不要 (予約可)	電話・来所	0776(41)7111	
		特別 (法律相談) 每月第4土曜日 午後1時～午後4時		必要	来所		
		特別 (こころの相談) 每月第1土曜日 午後1時～午後4時					
	福井県総合福祉相談所	女性に関する各種相談 平日 午前8時半～午後5時15分 夜間 (電話相談のみ) 午後5時15分～午後10時(毎日)	福井市光陽2-3-36	来所のみ 予約	電話・来所	0776(24)6261	
住 宅	福井県建築住宅センター	住宅の専門家が公正で中立的な立場から住宅相談・住情報の提供を行う。 電話・来所相談 月曜日～金曜日 午前9時～正午	福井市御幸3-10-15 (福井県建設会館)	来所のみ 予約	電話・来所	0776(23)0457	

介護・認知症等各種情報

- みんなで支える介護保険のしくみ
- 認知症・早期発見のめやす
- 暮らしやすくする住宅改修
- 高齢者の福祉施設およびサービス
- 福井県社会福祉協議会 高齢者専門相談窓口のご案内



みんなで支える介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。

40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



- 要介護認定の申請

- 保険料の納付

- 要介護認定

- 保険証の交付
- 負担割合証の交付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援



- 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。
施設サービス・在宅サービスの他、福祉用具・
住宅改修のサービスがあります。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、
民間企業、非営利組織などが、サービス
を提供します。



- サービスの提供

- 利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。



第2号被保険者 40歳以上 65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| （医師が一般に認められて
いる医学的知見に基づき
回復の見込みがない状態
に至ったと判断したもの
に限る） | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●関節リウマチ | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両脚の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |
| ●後縦靭帯骨化症 | | | |

認知症・早期発見のめやす

ためしにチェックしてみましょう

ものわすれがひどい

- 電話を切ったばかりなのに電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度もする（言う・質問する）
- しまい忘れ・置き忘れが増えた
- 財布・通帳・衣類等を盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算等のミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道（近所）でも迷うことがある

人柄が変わる

- 些細なことで怒るようになった
- 周囲への気配りがなくなり、頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われるようになった

不安感が強い

- ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 外出時に、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎこんで何をするにも億劫で嫌がるようになった

日ごろの生活の中で、チェック事項にいくつか該当することがあれば、最寄りの医療機関や地域包括支援センターに相談しましょう。

また、高齢者専門相談窓口では、毎月第2火曜日の午後1時から4時まで認知症介護経験者による「認知症・介護相談窓口」を開設していますので、ぜひご利用ください。

※公益社団法人 認知症の人と家族の会の「認知症」早期発見のめやすを参考にさせていただきました。

暮らしやすくする住宅改修

玄関

外出しやすい工夫を

- 段差はできるだけ小さく
- 身体を支える手すりの設置
- 靴のはきかえは腰掛けで

廊下

安全に移動できるように

- 滑りにくい床仕上げ
- ゆとりある廊下幅
- 手すりがあるとよい



台所

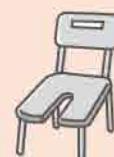
できれば2ヶ所の台所

- 安全な調理器具
- 使いやすい蛇口
- 機能的な配置に
- できれば腰掛けで
- 収納は手の届く位置に

脱衣所

洗いやすい配慮を

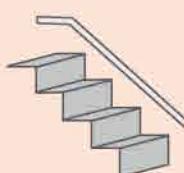
- 腰掛けを置く
- ゆとりある広さに



階段

安心して使えるように

- 勾配を緩やかに
- 途中に踊り場を
- 手すりをつける
- 足元灯をつける



浴室

安全な入浴が楽しめるように

- 滑りにくい床仕上げ
- 出入口は引き戸に
- 手すりをつける
- 浴槽の縁に腰掛けを
- できれば暖房を

トイレ

お年寄りの部屋の近くに

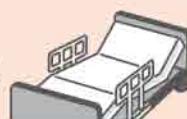
- 腰掛け便器にする
- ゆとりある広さに
- 手すりを付ける
- 出入口は引き戸か外開きに



寝室

快適な環境づくりを

- 1階の日当たりのよい場所
- 手すりをつける
- 出入口は引き戸に
- 収納スペースを十分に
- ゆとりある広さに



高齢者の福祉施設およびサービス

高齢者の方々が、入所・通所してサービスを受ける施設は多種多様です。ご本人の身体状況・介護度などによって、個々に利用施設は異なります。

ここでは、施設・サービスの種類に基づいて、主なサービスの内容をご紹介します。

施設・サービスの種類	サービスの内容
養護老人ホーム	65歳以上で身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し援助を行う。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供および日常生活上必要な援助を行う。 ◎A型、ケアハウスの2種類がある。
有料老人ホーム	入居者に食事の提供、入浴、排せつ、食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する。 ◎老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。 ◎介護保険上の名称は、介護老人福祉施設。
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。 ※長期入院患者の退院後の家庭復帰を促進するための施設。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行う。 ※急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
ホームヘルプサービス	日常生活に支援が必要な要介護者のいる家庭で、本人や家族が介護や生活援助を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・助言を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問介護。
訪問看護ステーション	看護師等が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の相談や必要な診療補助を行う。
デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、通所により入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練等を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、通所介護。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを行う。
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受ける。 ◎介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行う。 ◎介護保険上では、居宅サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置付けられている。
小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者等について、通いを中心として、訪問または泊まりを組み合わせて、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、心身機能の維持向上等を図る。
居宅介護支援事業	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行う。

◎社会福祉法人 福井県社会福祉協議会◎ 高齢者専門相談窓口のご案内

嶺北 福井市光陽 2 丁目 3-22 福井県社会福祉センター（1 階）
TEL 0776-25-0294

専門相談内容	相談員	日 時
法律相談（要予約）	弁護士	第 1・3・4 水曜日
認知症・介護相談	認知症介護経験者	第 2 火曜日
年金相談	社会保険労務士	第 4 水曜日
税金相談	税理士	第 2 水曜日
高齢者権利擁護相談	社会福祉士・弁護士（第 4 のみ）	第 2・4 火曜日

嶺南 小浜市小浜白鬚 112 白鬚再開発ビル（3 階）
TEL 0770-52-7833

専門相談内容	相談員	日 時
法律相談（要予約）	弁護士	第 3 木曜日

- ※ 1 いずれの相談も午後 1 時から午後 4 時までです。
- ※ 2 法律相談は予約が必要です。
- ※ 3 相談は、来所・電話・文書で受けることができます。
- ※ 4 その他の専門相談も、なるべく事前にご予約をお願いいたします。
- ※ 5 相談日が祝日の場合は、お休みとなります。お盆・年末年始は、日程が変更する場合もあります。
- ※ 6 上記窓口開設日時以外は、相談員は常駐していないため、相談に応じることができません。

嶺北 MAP



嶺南 MAP



高齢者相談の手引

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

〒910-8516 福井県福井市光陽2丁目3-22

TEL 0776-25-0294 FAX 0776-24-0041

令和4年2月発行

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償 プラン	【新設】特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から補償
賠償責任 の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料	350円	500円	550円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険)
ホームページ

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受け幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に結ぶ団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間：平日の 9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
高齢者専門相談窓口

◆**嶺北**

〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター1階

TEL : 0776-25-0294

FAX : 0776-24-0041

E-mail : soudan@f-shakyo.or.jp

◆**嶺南**

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112
白鬚再開発ビル3階
福井県社会福祉協議会 嶺南支所内

TEL : 0770-52-7833

FAX : 0770-52-7834

E-mail : r-kaigo@f-shakyo.or.jp
